

Q&A

自己査定の基本知識

アジア太平洋マネジメント 代表 青木 道生

法人融資の担当者にとって、貸出資産の健全性は重要なテーマ。その基準となる債務者・債権区分、行内格付について理解しておく必要があります。本特別企画では、その基礎知識を解説します。



Q1 自己査定って何？
どうして行う必要があるの？



A 「自己査定」とは、「早期是正措置」に基づく行政命令を発する基準となる「自己資本比率」や、後述する「貸倒引当金」などを算出するために実施されるものです。
では、早期是正措置とは何でしょうか。早期是正措置とは、平成10年4月に金融庁が金融機関の破綻を早期に予防し、経営の健全性を図るために導入したものです。

中小企業などに悪影響を及ぼすものです。そのような影響を抑制するためにも、金融機関の状況を把握し、できるだけ早期の段階で、是正を行える措置を取る必要があります。そこで導入されたのが早期是正措置です。

○自己査定は金融機関の健全性を精査する作業

では、自己資本比率とは何でしょうか。

自己資本比率とは、総資産額に対する自己資本の占める割合であり、早期是正措置を行う際の基準となる指標です(図表1)。銀行の場合には、総資産額にあたる箇所が「リスク・アセット」と呼ばれ、資産(特に債権)に関する貸倒れの危険性の総量のことをいいます。リスク・アセットは、資産の種類ごとに決められたリスクウ

先)・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分することをいいます(図表2)。

作業を遂行できます。つまり、自己査定は、金融機関の健全性を精査し、金融機関の社会的責任を果たすための作業といえます。

「債権区分」とは、債務者の財務内容・償還財源・収益力・代表者関連の資力等を総合的に判断し、その債務者の返済能力を検討したうえで、債務者を正常先・要注意先(含む要管理先)・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分することをいいます(図表2)。

Q2 債務者区分
債権区分って何？
どう判断してらるの？



A 「債務者区分」とは、債務者の財務内容・償還財源・収益力・代表者関連の資力等を総合的に判断し、その債務者の返済能力を検討したうえで、債務者を正常先・要注意先(含む要管理先)・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分することをいいます(図表2)。

「債権区分」とは、債務者の貸出金ごとに担保・保証などによる回収可能性を算定したうえで、I・II・III・IV分類の4つに区分することです(図表3)。そして、それぞれの債権ごとの回収不能額を算定・合算し、債務者ごとの「貸倒引当金」(金融機関が貸出を行うに際し、貸倒れリスクを補填するための費用)を算出する際の根拠とします。

このように債務者区分・債権区分を決定していく作業が自己査定であり、これらをもとに自己資本比率や貸倒引当金が算出され、金融機関の決算が作成されます。

図表1 自己資本比率の水準と早期是正措置

自己資本比率の水準		早期是正措置の概要
国際統一基準	国内基準	
4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営改善計画の提出・実施命令
2%以上 4%未満	1%以上 2%未満	配当の禁止・抑制、総資産の圧縮・増加の抑制
0%以上 2%未満	0%以上 1%未満	大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止
0%未満	0%未満	業務の全部または一部停止命令

図表2 債務者区分と判断基準

債務者区分	判断基準
正常先	業況が良好で、かつ、財務内容にも特段の問題がない先
要注意先	延滞状況、業況・財務内容が低調、または元本返済猶予等の条件変更を実施している先
破綻懸念先	経営破綻の状況にないが、経営難であり、改善計画等の進捗状況が芳しくなく、将来的に経営破綻の可能性が大きい先
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻状況ではないが、再建の見通しが不明な状況にある先
破綻先	破産、民事再生等、法的・形式的に経営破綻に陥っている先

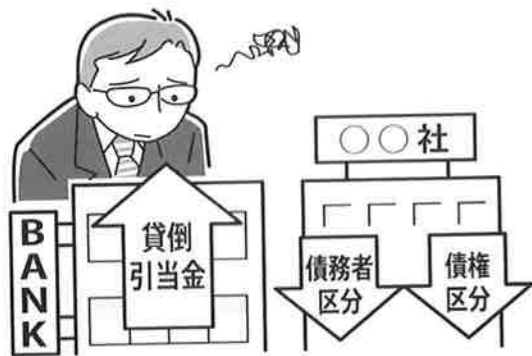
※「要管理先」は、要注意先の中でも、債権に「3ヵ月以上延滞債権」や「貸出条件緩和債権」が含まれる先。要注意先の区分の中で要管理先として管理する。貸出条件緩和債権は、元本返済猶予等の条件変更を実施し、かつその内容が債務者への経営支援などに該当する債権。

図表3 債権区分と判断基準

債権区分	判断基準
I分類	正常先に対するすべての債権や、保証協会保証・預金担保(以下、優良保証・優良担保)など回収に懸念のない債権
II分類	I分類を除く部分で、不動産担保など(以下、一般担保・一般保証)の処分回収可能と認められる部分
III分類	一般担保・一般保証の時価などから、I・II分類部分を除いた差額部分
IV分類	担保・保証などでの保全が、一切図られていない部分

※I分類については、非分類と呼ぶこともある。言葉が異なるだけで意味は同一。

れぞれの債権ごとの回収不能額を算定・合算し、債務者ごとの「貸倒引当金」(金融機関が貸出を行うに際し、貸倒れリスクを補填するための費用)を算出する際の根拠とします。



めた引当率を債務者の未保全額（図表4の網かけ部分）に乗じて算出された引当金です。

具体的には、図表5を見てください。債務者Aの債務者区分が変わった場合の貸倒引当金の額を例示したものです。図表5からも判断できるように、債務者・債権区分が低くなるということは、金融機関にとって貸倒引当金という「費用」が増大することとなります。

つまり、金融機関で融資業務を行う皆さんが、担当する取引先の債務者区分が低くならないように

「行内格付」とは、各金融機関が行っている「信用格付」のことです。では信用格付とは何でしょうか。これを説明するには、再三登場している「金融検査マニュアル」に定義付けがあります。

「債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況

Q4 行内格付って何？ 債務者区分と関係ある？



どうするべきか、また債権区分が低くならないように、保全をどのように確保するかを考えていくことは、金融機関全体の利益に直結するのです。

特に、債権区分についてもⅢ・Ⅳ分類を発生させないようにすることで、貸倒引当金を抑制することは可能です。仮に、債務者Aの債権がすべて保全内であったら

場合には、Ⅲ・Ⅳ分類は発生せず、破綻懸念先以下になったとしても、債務者Aに対する個別貸倒引当金は発生しません。

当然、このことをもって過剰担保取得が奨励されるものではありませんが、皆さんが取引先や審査部と行っている折衝・協議は、最終的には自己査定につながることを認識する必要があります。

「債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でない場合は「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル 資産査定

「債務者」ことを総合的に判断し、検討したうえで信用リスクの程度を決定し、信用格付を付与します。そして、付与された信用格付によって債務者の債務者区分が決定されます。債務者区分が決定されることで、債権区分も保全の調整を含めたくて決定されます。

図表4 債務者区分と債権区分の関係

債務者区分	債権区分			
	①優良担保・優良保証分	一般担保・一般保証部分		④保全が一切図られていない部分
		②処分可能と認められる部分	③時価評価額と処分可能見込額の差額	
正常先	I	I	I	I
要注意先	I	II	II	II
破綻懸念先	I	II	III	III
実質破綻先	I	II	III	IV
破綻先	I	II	III	IV

図表5 債務者Aに対する貸倒引当金

債務者A：貸出金1億円（優良保証5000万円 一般担保4000万円〈時価3000万円〉）
引当率：正常先0.2%、要注意先2.0%、破綻懸念先20.0%、実質破綻先100.0%、破綻先100.0%

※破綻懸念先以上の引当率は金融機関ごとに異なる。実質破綻先以下は金融検査マニュアルにて定められ一律。

（単位：千円）

Aの債務者区分	I分類	II分類	III分類	IV分類	Aに対する貸倒引当金
正常先	100,000	—	—	—	200
要注意先	50,000	50,000	—	—	2,000
破綻懸念先	50,000	30,000	20,000	—	4,000
実質破綻先	50,000	30,000	10,000	10,000	20,000
破綻先	50,000	30,000	10,000	10,000	20,000

破綻懸念先以下は個別貸倒引当金を算出

Q2で述べたように、債権区分は、最終的には金融機関の貸倒引当金を算出する際の根拠となります。通常、貸倒引当金は「一般貸倒引当金」と「個別貸倒引当金」の2種類に分類されます。

一般貸倒引当金とは、債務者区分が正常先および要注意先の債務者に対するものであり、各金融機関が定めた率を債務者の債権全体に乗じて算出された金額が引当金となります。

個別貸倒引当金とは、債務者区分が破綻懸念先以下の債務者に対するものであり、各金融機関が定

Q3 債務者区分と債権区分が低いとどうなるの？



債務者区分と債権区分には、相互の関係性があります。その関係性の一覧表が、図表4です。多くの金融機関が同じよ

うなものを作成し、自己査定や貸倒引当金の基準を述べたマニュアル内に掲示しています。また、分類をより詳細にしているケースも

ありますが、本表はおおよその関係を示します。

金融機関の皆さんは、「保全はあるのか？」「未保全はどれくらいか？」などという言葉を使うと思いますが、その際の「保全」は、図表4の①・②に該当する部分であり、「未保全」は③・④に該当する部分です。

図表4を見ると、債務者区分が

低くなると、債権区分Iの割合が減少し、II・III・IV分類が増加することが窺えます。特に、III・IV分類は、破綻懸念先以下の先に対して発生するものということが分かります。

したがって、債務者・債権区分が低くなることで注意が必要となってくるのは、III・IV分類額が発生することです。

5 自己査定と金融円滑化法はどんな関係があるの？



A 平成21年12月に、平成23年3月31日までを期限とした「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、金融円滑化法という）」（後に平成24年3月31日まで延長）が定められ、中小企業の貸出金に対する「条件変更」を行いやすくする体制が、金融機関の努力義務という形で整えられました。

では、この法律制定以前は条件変更を行うことが難しかったということですが、それはなぜでしょうか。

つまり、かつては「条件変更Ⅱ 債務者区分の低下Ⅱ 貸倒引当金の増加」につながっていたために、金融機関は条件変更の取扱いに慎重だったのです。

また、費用の増加以外にも債務者間の公平性の問題や、預金者・株主に対する責任という問題もありました。

しかし、金融円滑化法が定められることで、中小企業等に対する金融に関する図表6のような措置が講じられました。

つまり、債務者からの申し出による条件変更については、原則として受領し、その状況についてはすべて金融庁に報告して、金融庁もその点を中心に監督していく、という方針が明確に定められたのです。

6 担当者としてはどんな取組みが求められるの？



Q 5で、金融円滑化法と自己査定の関係について述べました。中小企業に対する条件変更と、それを行った金融機関の負担軽減が、金融円滑化法の主旨といえます。

A しかし、金融機関は条件変更の申し出を受け、単に申し出どおりに、右から左へ条件変更を行うわけではありません。債務者は「実現可能性の高い抜本的な経営改善計画」を策定する、または条件変更を行った日から1年以内に策定する必要があるのです。

以前は、「1年以内に策定する」という部分がなく、ここが金融円滑化法により自己査定部分で緩和された内容の一部です。

さて、金融円滑化法制定から約2年が経過し、それらの経営改善計画が適切に履行されている債務者が、どれだけあるでしょうか。

要注意先の債務者区分に該当します。

しかし、以前は上記のような条件変更を行った先に対しては「貸出条件緩和債権」という経営支援を目的とした債権であるとともに、「要管理先」として、要注意先とは別途に管理するケースが見られました（要管理先の引当率は、要注意先より高い）。

または、条件変更に至るような状況の債務者は、経営破綻状況ではないものの、相当程度に経営が困難な状況にある破綻懸念先に該当するというような査定を行う金融機関もありました。

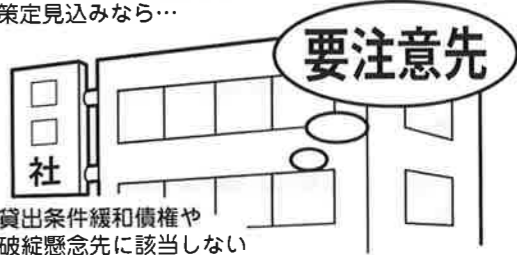
つまり、かつては「条件変更Ⅱ 債務者区分の低下Ⅱ 貸倒引当金の増加」につながっていたために、金融機関は条件変更の取扱いに慎重だったのです。

また、費用の増加以外にも債務者間の公平性の問題や、預金者・株主に対する責任という問題もありました。



●条件変更を行っても…

●1年以内に経営改善計画を策定見込みなら…



●貸出条件緩和債権や破綻懸念先に該当しない

一方、先に述べたように、ただ「条件変更に応じろ」と言われても、金融機関の側としては、費用の増加など負担が大きいだけの対応を素直に行うことはできません。それは、企業としては当然の論理です。

そこで、金融庁は金融検査マニュアルの内容を改定し、条件変更を行った場合に条件緩和債権や破綻懸念先に該当しない要件を拡充して、金融機関が債務者の申し出による条件変更を行いやすくしたのです。

兆円にも上るといわれます。

つまり、金融円滑化法によって、本来なら破綻懸念先として債務者区分された債務者が、要注意先へと区分されている状況です。

おそらく、皆さんの担当先にも同じような先があるはずですよ。昨年、元金返済猶予を行ったものの、1年経過後も売上高、経費ともに計画が達成できず、やはりまた今年も同程度の元金返済猶予を求めている取引先、または未だに経営改善計画も策定できていない取引先はありませんか。

条件変更の際に策定した計画とは、一体何だったのでしょうか。「実現可能性の高い抜本的な経営改善計画」なのに実現できていない。また、1年という猶予がありながら、経営改善計画もできていない。こうした状況には、何か原因があるはずですよ。

コンサルティング機能の発揮が求められている

金融円滑化法は、「リレーショナルシップバンキング」が健全に機能しているという前提において、施行されたといわれています。将来の健全な資金需要に備え、返済予期間中に金融機関がコンサルティング機能を発揮し、企業の営業キャッシュフローを高め、育成型金融を実現することが政策上の趣旨だったのです。

時限立法の失効後、条件変更先に期限の利益が突然に喪失されることは考え難いことです。しばらくは、営業キャッシュフローに見合った返済が開始されるでしょうが、本場の「大倒産時代」は、金融円滑化法の失効後、数年程度先に到来します。

自助努力の限界である中小企業は、必然的な淘汰か、または外部環境の回復を待つだけなのか——金融機関に勤務する皆さんが、担当者として役割を果たせることは、数多くあるはずです。

図表6 中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

金融円滑化法に関する主な措置	金融機関の努力義務 金融機関は、中小企業または住宅ローンの借り手から、申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うように努める
	金融機関自らの取組み ・金融機関の責務を遂行するための体制整備 ・実施状況と体制整備状況等の開示（虚偽開示には罰則を付与）
	行政上の対応 ・実施状況の当局への報告（虚偽報告には罰則を付与） ・当局は、報告を取りまとめて公表
	更なる支援措置 ・信用保証制度の充実など

（金融庁HPより）

バンクビジネス

特集

投資信託の アフターフォローは こうして行う



特別企画 **Q&A 自己査定の基礎知識**

連載 **金融最新トレンド**
地域銀行の個人向け劣後債発行

連載 **店頭対応ケーススタディ**
住宅ローン利用顧客への保険見直し提案

バンクビジネス 1月15日 2012

特集◆投資信託のアフターフォローはこうして行う

近代セールス社

LAUREL

Smart, Speedy & Eco!

99cm

全幅が99cmを切って、わずか99cmに。
スペースの抑えを生む、スマートサイズ。

720 pcs/min

社販速度は紙用720枚/分、穂紙1,800枚/分。
ストレスのないスピードを実現しています。

75%

前乗りモードを適用すると、
待機電力を75%カット(当社従来製品比)。



コンパクトながら、高性能。コンパクトだから、省電力。従来の機能はそのままに、使いやすさと省電力をさらに追求した出納システムがわずかデスク1個分のスペースに収まります。異世代にさらわれない賢女の装備や機能を携えて、Smart AXISは誕生します。
※写真は、この製品のSmart AXIS 6101。標準★払込ユニットも組み込んだSmart AXIS-S101Nもご用意しています。

Smart **AXis**

小型出納システム

ローレルバンクマシン株式会社

<http://www.lbm.co.jp>

本社 〒105-8414 東京都港区虎ノ門1-1-2 TEL03(3502)3311
本部 〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋1-12-5 TEL06(6271)3171

雑誌 2012年1/15



4910268630122
00933